

人身傷害保険における素因減額と 保険代位の範囲

尚綱学院大学教授

栗原由紀子 Yukiko Kuribara



最高裁第三小法廷令和7年7月4日判決

【上告棄却】

令和5年（受）第1838号

民集79巻5号2155頁、判タ1537号27頁、判時
2641号89頁

I 事実の概要

平成30年5月22日、Aを使用者として登録した普通乗用自動車（以下「本件車両」という。）を運転していたX（原告・控訴人・上告人）が、Y（被告・被控訴人・被上告人）の所有管理する駐車場に進入した際、その入口付近の路面の陥没（直径50～60cm、深さ10cm強）に右前輪が入ってしまうという事故が発生した。その事故の衝撃によりXは、第5腰椎圧迫骨折及び腰椎椎間板ヘルニア等の傷害を負った。そこで、Xは、駐車場の瑕疵により上記傷害を負ったと主張し、当該駐車場の設置・管理者であるYに対して、不法行為（民法717条 工作物責任）に基づく損害賠償として5426万8055円等を請求したところ、Yからは上記損害について、80万円の支払を受けた。

また、AはB損害保険会社（以下「B社」という。）と本件車両を被保険自動車、Xを被保険者とする人身傷害保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結していたが、その約款には以下のような内容の条項が置かれていた。

ア B保険会社は、日本国内において、自動車の運行に起因する事故等に該当する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が身体に傷害を被ることによって被保険者等に生じた損害に対し、人身傷害保険金を支払う。

イ 被保険者が上記傷害を被った時に既に存在していた身体の障害又は疾病（以下「既存の身体の障害又は疾病」という。）の影響により、上記傷害が重大となった場合には、B保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払う（以下「本件限定支払条項」という。）。

そこで、Xは、B社から本件保険契約に基づき人身傷害保険金（以下「人傷保険金」という。）666万3789円の支払を受けた。その際、B社は、本件限定支払条項を適用せずにXに人傷保険金を支払った。その後、B社は、Yに対する求償金請求訴訟を提起した（2つの訴訟は併合された）。

このような事実関係のもと、人傷保険金を支払ったB社がXのYに対する損害賠償請求権を代位取得する範囲が争われることになった。

Yは、Xには前方不注視及び通路陥没部に對する回避措置を取らなかったことに対する注意義務違反があるということから過失相殺を主張した。さらに、Xには本件事故前から椎間板ヘルニアが存在し、神経根の腹側と癒着するという外傷性では発生し得ない長期の経年性変化をうかがわせる状態があり、毎年、ぎっくり腰を